公共下水道をご利用のみなさまへ



令和6(2024)年4月から下水道使用料が改定されます

~ 物価高騰対策として新料金は、令和6年11月請求分から! ~

湯河原町の下水道事業は、快適なくらしや良好な水環境を保つため、みなさまの使用料などにより運営しています。 今回の使用料改定は、人口減少や施設の老朽化が進む中、事業の経営基盤強化を図り、将来にわたり安定したサービスを提供するために必要な使用料のご負担をお願いするものです。

当初の改定は、令和4年を予定しておりましたが、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う住民生活および地域経済への影響に配慮し、改定を延期しておりました。 新料金での請求開始は次の表のとおりです。

〇改定時期、新料金での請求開始月について

令和6年4月1日から改定後の使用料が適用となります。改定率は12%です。 (水道料金は変更ありません。)

物価高騰の影響を受けている利用者に対する支援策として、使用料値上げ分の補てんを行い、6か月間は、値上げ分の料金は徴収いたしません。

↓改定日:令和6年4月1日

請求月 エリア	4月	5月	6月~10月	11月	12月~
町営水道エリア (2か月に1回検針票等 が、投函等される世帯)	★ 旧料金	★	★ 新料金 (請求は旧料金) ※差額分は補てん	★ 新料金 (請求は旧料金) ※差額分は補てん	★新料金
宮下簡易水道組合エリア (毎月検針票等が、投函 等される世帯)	★ 旧料金	★ 新料金 (請求は旧料金) ※差額分は補てん	★ 新料金 (請求は旧料金) ※差額分は補てん	★ 新料金	★新料金

★:検針日(上水道メーター検針)

- ・町営水道(2か月に1回検針がある)エリアの世帯 12月請求分以降から、新料金で請求します。
- ・ 宮下簡易水道組合(毎月検針がある)エリアの世帯 11月請求分から、新料金で請求します。

○新しい下水道使用料(単価) 1か月につき(税抜き)

区分	排水量	旧使用料(円)	新使用料(円)	
基本使用料	1 Om 以下の分	1, 130	1, 266	
超過料	1 1㎡ 以上の分(1㎡ につき)	141	158	

※計算方法

- 1. 基本使用料(排水量が Om ~ 1 Om のとき) 1,266円
- 2. 超過料(排水量が 11m 以上のとき) 158円×(排水量-10m)
- 3. 1と2の合計額に消費税をかけます

〇下水道使用料の改定の理由

• 下水道使用料収入の減少

湯河原町の下水道の処理区域は90%程度に広がり、利用戸数も増えていますが、人口の減少、節水機器の普及などにより使用水量は伸び悩み、今後の下水道使用料収入が減少していく見込みです。

・維持管理費 (汚水処理費) の増加

湯河原町の下水道施設は急速に老朽化が進んでおり、その対策として調査、 修繕などの中長期的に見据えた計画に基づいて実施することにより、維持管理 費及び施設の更新費用の増加が見込まれます。

〇下水道使用料比較表

1か月あたりの排水量別使用料を改定前後で比較した表です。(税込み)

排水量	下水	道使用料(円)	+11-12 =	下水道使用料(円)				
	IB	新差		排水量	ΙΘ	新	差額		
0~10m³	1,243	1,392	149	80m³	12,100	13,558	1,458		
20 m ³	2,794	3,130	336	90m³	13,651	15,296	1,645		
30 m ³	4,345	4,868	523	100m³	15,202	17,034	1,832		
40m³	5,896	6,606	710	200m³	30,712	34,414	3,702		
50m²	7,447	8,344	897	300m³	46,222	51,794	5,572		
60m²	8,998	10,082	1,084	400m³	61,732	69,174	7,442		
70m³	10,549	11,820	1,271	500m²	77,242	86,554	9,312		

引き続き下水道事業の健全な運営のため、経営改善に努めてまいりますので、 下水道ご利用のみなさまには、ご負担をおかけしますがご理解とご協力をお願い いたします。

問い合わせ先、

湯河原町役場下水道課 TEL:0465-63-1231

〒259-0302 足柄下郡湯河原町門川11 (湯河原町浄水センター2階事務室)

